

福祉サービス第三者評価（放課後児童クラブ版） を受審してみませんか？

長野県は、令和4年7月1日から福祉サービス第三者評価の対象に「放課後児童クラブ」を加えました。

福祉サービス第三者評価は、第三者機関が専門的・客観的立場から「サービスの質」を評価するものです。

サービスの質の向上を目指し、福祉サービス第三者評価を受審してみませんか？



福祉サービスの質の向上につながります

行政が行う監査や指導は、施設の運営や設備が法令等の基準を満たしていることを中心に確認しますが、福祉サービス第三者評価は、「福祉サービスの質」を評価し、さらなる福祉サービスの質の向上を目指すものです。

第三者が評価します

評価するのは、福祉関係等の経歴を有し、県が実施する研修を修了した「評価調査者」です。県が認証する「福祉サービス第三者評価機関」に所属し、専門的・客観的立場から評価を行います。

受審費用の補助制度があります

福祉サービス第三者評価の受審には、通常、20～30万円程度の費用がかかりますが、放課後児童クラブの受審費用については、「放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業」により、3年に一度、1事業所あたり30万円を上限に補助対象となります。

受審された皆さん（高齢、障がい、保育などの事業所）のアンケートから

課題や改善点
についての
「気づき」が
ありました



職員同士では気づけない
部分が確認できました

利用者さんの
声が大変参考
になりました

